

紀伊国阿氏河庄における

片仮名書言上状の成立

仲村研

目次

- 一 はじめに
- 二 庄園領主と地頭
- 三 収取形態と農民
- 四 片仮名書言上状の成立
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

周知のごとく、建治元年（一二七五）十月二十八日の「阿氏河庄上村百姓等言上状」は、十三世紀後半、地頭領主制がその矛盾をむきだしにしたこと、および矛盾の具体的様相を知る上で、恰好の史料とされており、そこに記録された地頭の百姓にたいする残酷な仕打の数々は、中世史研究者のみならず、日本史を学んだ人達の普く知るところである。その意味でこの史料のもつ意義はきわめて大きいと言わねばならない。

また國語史の立場からすれば、百姓等が片仮名でたどたどしく綴った言上状は、すでに片仮名が民衆のなかに普及していふ証左とされていふ。⁽¹⁾ この点について中世史研究者は文字が貴族や武士等の教養ある階級の独占から片仮名という形で人民の財産となり、しかもそれが領主支配にたいする闘争の武器になつてゐることを評価し、このうちに民族文化の形成過程をみようとしている。⁽²⁾

右の見解および言上状を検討する視角について、わたしもこれに同意したい。しかし、いま一度振り返つて、この片仮名書言上状が、十三世紀後半の阿氏河庄の歴史のなかでどのような筋道を辿つて成立したのかといふ、右の巨視的見解にたいするいわば微視的とでもいふべき見解が、史料のもつ意義が重大なのに比して、まだ提起されていないようである。

すなわち、地頭が非法苛法を張行したので百姓等が書いたのだということで終つてゐるのである。わたくしは小稿において、この片仮名書言上状が十三世紀後半の阿氏河庄の複雑な政治情勢のなかでいかなる役割を果したのか、また言上状に表現された百姓等の政治意識がいかなる過程を経て形成されてきたかを、阿氏河庄農民の存在形態の分析を通じて検討し、言上状の成立を考察したい。

(1) 日本史研究会編『講座日本文化史』第一巻一一四頁 浜千代清氏執筆分

(2) 同書二五二頁 河音能平氏執筆分 河音氏は阿氏河庄を高野山領としておられるが、言上状成立の時点においては寂樂寺領であることは後述する如くである。

二 庄園領主と地頭

天慶九年(九四六)故枇杷左大臣藤原仲平の遺領紀伊国石垣庄が有田川に沿つて上・下に分割伝領された。石垣上庄は女明子に伝領され、ついで明子の女である源延光室に譲られて、正暦三年(九九二)右大弁平惟仲がこれを買得した。⁽¹⁾この石垣上庄こそ阿氏河庄なのである。平惟仲は石垣上庄のほか九ヵ所の所領とともに長保三年(一〇〇

○一) 自らが建立した白川寺喜多院へ施入した。⁽²⁾
⁽³⁾

この喜多院が十二世紀末期の阿氏河庄の領主寂楽寺であると考えられる。寛弘元年（1004）にいたり阿氏河の東北に隣接する高野山金剛峯寺は、空海が丹生高野祖子両神に引導され得た地と称し、平惟仲にたいし「件卿所領石垣庄司等、恣奪妨推取、所謂其所妨取押戸・立神・樋原・板廬・花園・志賀・長谷・毛無原・古佐布等地也」と訴え、高野山足下他所領の自領への編入を企図している。⁽⁴⁾ この押戸・立神・樋原・板廬は阿氏河庄の押手立神・杉野原・板尾であり、花園等は阿氏河庄の東および北の庄園である。この高野山の阿氏河庄ならびにその周辺にたいする侵略の動機は、寛弘五年（1008）の金剛峯寺帖が伊都・那賀・有田三箇郡司に訴えていることで明らかになる。すなわち、志賀・長谷・毛無原・阿手河等の郷々に造大塔所の工夫を役任せしめんとしたところ、「致于国造井白河寺愁者、今始横所來也、於寺家者、自本願之時所領知也、是國內諸人所知歟、就中白河寺使亂入、^(藤道長) 左大臣殿御使相共責凌之由云云」と訴えているから、阿氏河庄等の侵略の目的は正暦五年（994）焼失した大塔のための建築労働の獲得にあり、白川寺と紛争を惹起したのである。

この点については後で述べるとして、長保三年（1001）石垣上庄（阿氏河庄）を白川寺喜多院へ施入するにさし、平惟仲は「但自女子外無他子、件女子ミ孫之中有僧、以彼可令為別當」という条件を付した。年未詳「寂樂寺別當次第」によれば平惟仲の女の子すなわち惟仲の孫に当る中山僧都觀尊から宰相法印任快にいたる十二代

の別当が記載されているが、二代別当忠覚の項に「此時以寂楽寺寄法勝寺末寺、寄附検校職於行尊僧正」とあり、これ以後、検校職＝本家職は行尊僧正（後の円満院門跡）の法系たる円満院が所有し、領家職は寂楽寺が伝領することになった。四代別当覺證の時、一時は検校職が山門楞嚴院に寄進されたこともあるが、やがて再度円満院がこれを所有し、治承・寿永の乱をむかえる。治承四年（一一八〇）、園城寺が以仁王の平氏打倒の挙兵に加担したため、寺門領は末寺領に至るまで平氏没官領となり、当庄も免がれることはできなかつた。この動乱を機に十一世紀初頭以来、平惟仲、寂楽寺との間に紛争を起していた高野山は、阿氏河庄奪取に本格的に乗出した。すなわち、治承年間、紀伊国荒川庄とともに当庄は金剛峯寺僧侶によつて訴訟の対象とされ問題化している。⁽⁶⁾ 寿永三年（一一八四）に至つて高野山は、平氏を圧倒しつつあつた源氏に、阿氏河庄が空海以来由緒のあることを強調し寂楽寺の無道を訴え安堵を請い、源頼朝・義經の安堵状を獲得した。⁽⁷⁾ これによつて本所円満院、領家寂楽寺はその権利を放棄せざるをえなかつたが、高野山に対する安堵はたぶんに源氏の西国支配という政策的色彩が強く、草創間もない鎌倉幕府は証跡調査の結果であろうか、再度円満院門跡鳥羽宮定恵親王に本所・領家職が返却された。⁽⁸⁾

かかる政治情勢のなかに注目すべき事件が起つてゐた。高野山が安堵状を得た時、高野山側の下司三宝房長安・弟助光が在地に橋頭堡を固めていた。⁽⁹⁾ この長安・助光が阿氏河庄の有力名主であるか否かは検証すべくもないが、後述のように高野山下司跡を新入部の湯浅氏が継承しており、長安・助光も、安堵状が出され、これが取消されるまでの二年間に幕府の下文を無視するほどの政治的軍事的基盤を確立している点から、高野山が地理的に近いことを留意しても、やはり在地の土豪クラスと考えた方が妥当であろう。したがつて、円満院門跡鳥羽宮が阿

氏河庄の領有を幕府によって保証された時、在地に根を下している長安・助光を追放するのは容易ではなかつた。そこで庄園領主円満院—寂樂寺は、有田川の河口湯浅に本拠をもつ土豪で紀伊西部・南部一帯に勢力を扶植している湯浅宗重の軍事力を頼んで長安・助光の排除に成功したのである。⁽¹⁰⁾

湯浅氏は史料の上では十二世紀末頃から姿を現わしている。粉河寺縁起の第十三話「藤原宗永移栽花木子孫繁昌」の説話⁽¹¹⁾は、康和元年（一〇九九）の事件であり、「紀伊国の中田郡湯浅の住人」とある藤原宗永は湯浅系図にみると宗重の父宗良に比定され、この説話は粉河寺の有力な壇越として後代の有勢を暗示している如く、軍事力では熊野の僧兵と比肩するほどの土豪であった。中央との政治的な関係で湯浅氏がクローズ・アップされるのは権守宗重の代である。宗重は湯浅の地を中心に七カ所の所領をもつていたといわれているが、安元元年（一一七五）十月九日の僧算田昌讓状によれば、伊郡笠田村壱所（三町）が「依有事縁」て湯浅入道宗重に譲渡されており、条件として「於公役并田畠等沙汰者、本地主覚算欲被譲代相傳矣」といわれているように、得分の一部しかもたず、加地子領主的権利しか行使できない所領も湯浅氏の所領のなかに存在していた。平治の乱に当つて宗重は平清盛を激励して自己の軍事力を提供し、清盛の勝利の契機をつくつたことは、湯浅氏の平家家人の位置を決定的にしたと考えられる。しかし治承・寿永の乱において平家家人湯浅宗重は平家に背を向けた。⁽¹²⁾これには宗重の女の子、上覚が文覚の弟子であったという関係で、頼朝の懷柔策が功を奏し、源氏の御家人になったのであるが、宗重の時代を察知する政治的感覚は畿内武士団の性格のなかに求むべきである。⁽¹³⁾

阿氏河庄の領主は高野山の下司を排除するため、湯浅氏の軍事力を利用したが、これは却つて湯浅氏が当庄における在地領主制展開の契機となり、以後、当庄の歴史を形づくるという意味で、高野山が縦糸の役割を果すに

対して、湯浅氏は横糸の役を果すことになるのである。

建久八年（一一九七）九月、鎌倉幕府は天王寺と高野山大塔の祐奉行として文覚を阿氏河庄の下司職に補任した。⁽¹⁷⁾ 文覚の下司職は幕府口入の下司職であるから地頭職に近い内容であったと思われる。同年十月に文覚はこの下司職を湯浅宗重の子七郎兵衛尉宗光に譲与した。⁽¹⁸⁾ その譲状には「天王寺并高野大塔祐事共、能々可令沙汰給候」という条件が付されており、阿氏河庄の庄園としての機能の一つが林木貢進にあることを明らかにしている。文覚の譲与は、彼が宗光の兄上覚房の師であるという関係で幕府と湯浅氏の仲介を行なったという事実と密接な連関がある。宗光が下司職を獲得した翌月、当庄の領家である藤原隆房は、地頭^ノ宗光の補任によって百姓等が逃脱したことに関して、地頭職補任は理由のないことであるから元の如く安堵するように庄官百姓等に下文を宛てているが、⁽¹⁹⁾ 宗光が下司職という権限であれ、地頭職という形であれ、当庄に入部し在地領主制の基礎を打込むという事態に対して百姓等が逃脱という方法を早くも採用している事実は注目すべきである。領家中納言藤原隆房は文覚が幕府から宛てられた職を地頭職としているが、正治元年（一一九九）三月に文覚が勅勘を蒙り配流された後は、文覚の私的な譲与を受けた宗光の地頭職も自然消滅するとして宗光の狼籍の停止を現地に宛てている。⁽²⁰⁾ ここで宗光は文覚の譲状を証拠に、また御家人として功があったという実績を根拠にして幕府に訴え、改めて地頭職の補任を請つたところ、承元四年（一一一〇）二月、幕府政所から「准新恩可免給之旨」の正式な補任を受けたのである。⁽²¹⁾ その後、承久元年（一一一九）九月、宗光は熊野神人の訴えにより配流されるという事件が惹起したが、所職は子息左衛門尉宗成（業）に安堵され、⁽²²⁾ 承久三年（一一二一）十月、承久の乱後配流を解かれた宗光は、再度阿氏河庄他三カ庄の所領の地頭職を安堵されている。⁽²³⁾

湯浅氏の地頭職獲得をめぐる動きは以上の如くであるが、他方阿氏河庄の本所は円満院門跡鳥羽宮定恵親王から嵯峨御所とよばれる円満院法円僧正に継承されていた。この嵯峨御所の時、宗光の妻住心は静法院修造の功により二代にわたって当庄の領所職の相伝を認められ、嘉禎元年（一二三五）十一月、同門跡桜井宮覺仁法親王から破壊顛倒している寂樂寺の修造と供養用塗料沙汰の功によって、子々孫々にわたる預所職の相伝を住心は認られた。⁽²⁵⁾ 地頭湯浅氏はここで預所職を兼帶するに至ったのである。この預所職こそが後述の如く建治年間に問題化し、片仮名書言上状の成立の一契機となるのである。

かくして鎌倉幕府より地頭職を、庄園領主円満院より預所職を保証された湯浅氏は、入部という不利な条件を克服し、阿氏河庄に在地領主制を確立してゆく。当庄における湯浅氏の経済的基礎とその拡大の過程は次節に譲るとして、預所職兼帶以後の湯浅氏の政治的な動きを簡単にみてゆこうと思う。

嘉禎二年（一二三六）十月、阿氏河庄地頭湯浅淨智（一郎兵衛宗家）が所領問題で高野山寺僧と相論しており、文治二年（一一八六）円満院に当庄が返却されて以後も高野山は決して所領拡大の野望を放棄しておらず、当庄においては円満院が相論の矢面に立たずに地頭が預所としてこれに対抗しているのである。嘉禎四年（一二三八）十一月、御使（預所代）勝舜が当庄の検査目録を作成した時、藤原女（住心尼）と左衛門藤原（一郎左衛門宗業か三郎左衛門宗氏、前者は入道名智眼、後者は成佛でいざれも宗光の子息であり、この場合いづれが「左衛門藤原」であるかわからないが、次に述べるところより判断すると宗氏であろう）が下司として署名している。⁽²⁷⁾ 正嘉元年（一二五七）八月、円満院の雑掌左衛門尉時平が綿年貢代錢納のことについて預所三郎左衛門に奉書を宛てており、この奉書を受けて同月の預所の綿増分注進状が作成されたが、その押紙から湯浅宗氏に違いない。一年後の正元元年（一二五九）十月、阿氏

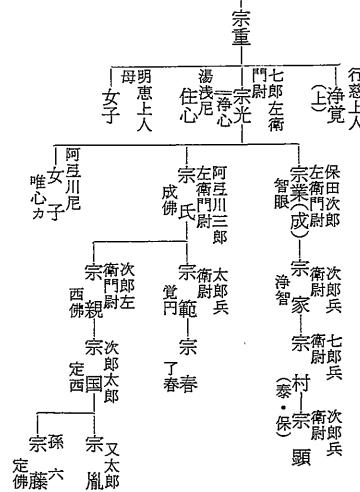
河上庄地頭湯浅光信（湯浅系図には光信の名はないが、訴状の中で「親父宗光法師」といつてゐるから、宗業か宗氏のいずれかであろうが、これも宗氏の別名と推定される）は、預所播磨法橋なる者が地頭と庄民に對して八条殿番役のことに関し新儀非法を張行した旨を訴えている。⁽³⁰⁾ 預所職兼帶の湯浅氏にとつて問題は八条殿番役そのものにあるのではなく、新たに預所が入部してきた事態にある。したがつて、訴状の意図は新預所の否定であったと推察される。文永四年（一二六七）に至つて、阿氏河上・下庄の地頭尼唯心と沙弥成佛は地頭代藤原康景を六波羅へ送つて、寂樂寺別当宰相法印仁快が預所として入部し、種々の狼藉を張行した旨を訴えた。⁽³¹⁾ 尼唯心は「住心」の誤訛か、さもなくば成佛（宗氏）の妹の阿氏川尼なる人物であろう。かかる訴状の意図は文永六年（一二六九）の湯浅入道智眼（宗業）の申状で明確になる。すなわち、この申状は智眼の母湯浅住心尼から相伝した京都押小路堀河の敷地が円満院桜井宮覚法親王の御壇所として借召されたところ、桜井宮入滅後、任快法師がこれを沽却したことに関する糺弾である。その中で智眼は「亡父宗光法師、依為阿豆河庄地頭職、便宜可然之間、於經大功、子々孫々不可有相違之間、有御契約之間、為全子々孫々之知行、入功勞成賜長任預所職之御下文畢、而無故預御改易間、愁訴相胎之處、剩被召彼地之由、任快令申之條、存外次第也」⁽³²⁾ と主張している。明らかに智眼は押小路堀河の敷地の問題にからませて、播磨法橋から任快へと移された預所職が不法なることを主張してゐるのであり、この点で智眼は弟の三郎左衛門宗氏とその家系阿氏河氏の訴訟を側面から援護したのである。智眼の家系は阿氏河氏に対して本拠を保田庄に据えていたから保田氏と呼ばれ、湯浅一族の中では惣領的存在である。⁽³³⁾ したがつて阿氏河庄預所職をめぐる円満院—寂樂寺との紛争は、湯浅一族＝湯浅党の在地領主制の進展にかかわる命運を懸けて争われたといえるであろう。かくして建治年間、庄園領主円満院円助親王の領知下において、預所仁快とその子息按察阿

闇梨房と湯浅（阿氏河）宗氏とその子息一郎（宗親の避けがたい衝突へと問題はもち込まれるに至つた。）

- (1) 平安遣文第十卷四九〇八号 正暦[年]四月 紀伊國石垣上莊立券文書 当庄の伝領に関しては、今江広道氏「紀伊國阿豆川庄の伝領関係」書陵部紀要第十五号が詳しい。本稿も氏の所説におうところが大である。また平山行三氏もの文書を初期の遣文の使用例としておられる『和字の研究』三四頁。
- (2) 大日本古文書家わけ一（高野山文書）ノ四ノ三八〇号 年未詳 寂樂寺別當次第 以下、上の高野山文書（家わけ一）は四ノ三八〇号といふように表現する。
- (3) ハノ一九二五号 長保三年六月一十六日 中納言平惟仲施入状案
- (4) 平安遣文第一卷四三六号 寛弘元年九月二十五日 太政官符案
- (5) 同右四四八号 寛弘五年十月二十七日 紀伊國金剛峯寺帖案
- (6) 三ノ五九五号 治承四年五月十三日 僧良琳請文 一ノ三三九号 治承五年正月二十日 左少弁藤原行隆奉書
- (7) 一ノ四一四号 寿永三年三月日 高野山金剛峯寺衆徒愁狀 一ノ四一六号 元暦元年七月一日 源賴朝下文
- (8) (9) 六ノ一三九一号 文治[年]一月二十四日 中原広元奉書案 行 四ノ二八号 文治[年]三月十七日 北条時政加判下文案
- (10) ハノ一九二三号 年未詳 金剛峯寺衆徒愁狀案に「当山令領知」之處、寂樂寺相語湯浅宗重法師、引率二百餘人勢、乱入庄内、追出
当山之使者」とある。
- (11) 繼群書卷六、從 二十八上 程家部
- (12) 伊藤只人編『紀州史備考』所収
- (13) 紀伊續風土記第一輯卷之二十三 木本荘の項
- (14) 黑管抄卷五 岩波文庫本一九四頁
- (15) 長門本平家物語卷二十 図書刊行会本七四〇頁
- (16) 描稿「神護寺上覚房行慈とその周辺—寺院と武士団—」文化史学一七号
- (17) (18) 六ノ一三九四号 德治二年八月日 阿氏河庄地頭披陳状并頼聖真書案
- (19) 六ノ一三九三号 建久八年十一月三日 権中納言藤原隆房家政所下文案 今江広道氏も前掲論文において藤原隆房について疑問を抱かれるながら、領家職が内満院から隆房へ宛給されたのではないかとされている。わたくしもこの下文案の署名に前宮内録推定、令明法中原、別当散位清原真人等があり、また正治元年（一一九九）八月五日の中納言家政所下文案（五ノ一一七号）には、案主右史生中紀伊國阿氏河庄における片仮名書言上状の成立

原、知家事前宮内錄惟宗、令明法生中原、別當前大和守源朝臣、散位清原真人等の署名があり、これは徳治元年（一一〇七）八月の阿兵河庄地頭被陳狀并頼真貞書案（六ノ一三四九四号）に引用されている承元四年（一一一〇）一月十日の湯浅宗光地頭職補任の將軍家政所下文案に、案主、知家事惟宗、令國書允清原（清定）、別当相模守平朝臣（北条義時）、書博士中原朝臣（師俊）、右近衛將監源朝臣（親辻）、武藏守平朝臣（北条時房）、散位中原朝臣（仲義）の署名があつて、共に權門家政機闘であるが、とくに知家事が共通しているのところから、当庄の庄園領主や地頭に対して超越的立場にある幕府執政の代行機關のようであり、この点現在のところ不分明なため、後考を期し、いまは今江氏の説に従つておきたい。

- | | | | | |
|------|--------|---|------------------------------|-------------------------|
| (20) | 五ノ一 | 一七号 | 正治元年八月五日 | 中納言政所家下文案 |
| (21) | (22) | 二三(24) | 六ノ一三四四号 | 德治二年八月日 阿氏河庄地頭披陳状并願聖具書案 |
| (22) | 五ノ一 | 一四七号 | 嘉慶元年十二月二十九日 | 桜井宮御下文案 |
| (23) | 五ノ一 | 一四八号 | 嘉慶二年十月十四日 | 頼定・盛久連署状案 |
| (24) | 六ノ一 | 四〇一号 | 嘉慶四年十一月日 | 阿氏河庄綿注進状案 |
| (25) | 六ノ一 | 四三〇号 | 正嘉元年八月日 | 左衛門尉時平奉書案 |
| (26) | 一ノ四一九号 | 正嘉元年八月日 | 左衛門尉藤原宗氏綿增 | |
| (27) | 五ノ一 | 一五八号 | 正元元年十月日 | 阿氏河上庄地頭湯浅光信訴状案 |
| (28) | 六ノ一 | 四三七号 | 文永四年十月十八日 | 阿氏河庄地頭等 |
| (29) | 六ノ一 | 四三七号 | 文永四年十月十八日 | 阿氏河庄地頭等 |
| (30) | 六ノ一 | 四三七号 | 文永四年十月十八日 | 阿氏河庄地頭等 |
| (31) | 六ノ一 | 四三七号 | 文永四年十月十八日 | 阿氏河庄地頭等 |
| (32) | 五ノ一 | 一五六号 | 文永六年三月日 | 湯浅入道智眼申状案 |
| (33) | 安田元久氏 | 「武士団」所收「第一部 錬倉時代における武士団の構造——紀伊国湯浅党について——」この論文はもと同氏『初期封建制の構成』に収録されていた。 | 本稿に関する部分を湯浅系図から抽出すれば下の如くである。 | |



三 収取形態と農民

前節で庄園領主円満院の伝領経過と地頭湯浅氏の阿氏河庄に対する接觸の有様を政治的局面上に限って簡単にみてきたが、ここでは当庄における農民の存在形態を収取の面から明らかにしてゆきたい。当庄は他庄におけるような農民經營を引出しうる検注帳は皆無に近い。したがつて、収取＝負担の内容から農民の存在形態に接近せざるをえないことを予め断つておく。

紀伊国阿氏河庄は高野山の東方に源を発する御殿川が、紀和の国境護摩ノ壇岳、白口峰の西方から流れ落ちる湯川川が合流する南北約三里、東西約五里の山間地帯であり、現在の有田郡清水町の町域がほぼ阿氏河庄域に相当すると思われる。阿氏河庄の東端旧

	上 庄	下 庄
定 田	28町5反 30歩	43町7反140歩
除 田	9.1. 240	7.3. 90
内 訳	寺 免 神 免 所司免 下司免 預所免 公文免 高樋免	1.4. 120 1.4. 120 1.5 1 1 3 2.5
不 作 田	12.3. 108	5
内 訳	河 成 荒 季不作	3.140 7.5 4.4. 328
計	50.0. 80 〔50.0. 18〕	51.5. 240 〔51.5. 230〕

※下庄預所免1町は御佃1町である。

※※下庄荒5反は常荒である。

〔 〕は実数。

安諦村大字押手は高野山の南西三里の地にある。有田川を紀伊水道に面する湯浅から遡れば、阿氏河庄の中央で南北にY字形に分れることになるが、そのY字形の流域一帯が阿氏河庄である。当庄は行政的に上庄(村)と下庄(村)に分けられるが、文永四年(一二六七)五月の上庄在家綿注文案⁽¹⁾に在家

の所在する字名と在家数が記されており、字名にはヲシテ、スキノハラ、イタノホ、クミノハラ、イタニ等があり、これらは各々現在の押手、杉野原、板尾、久野原、井谷に相当するから、少なくとも有田川の分岐点から御殿川に沿う地域が上庄（村）であると考えられ、下庄は分歧点から下流か、または湯子川地域と推測される。いま保延三年（一一三七）の下庄、建久四年（一一九三）の上庄の検田目録によれば第1表のようになる。

右にみたように上庄の定田が上庄田地に比して少ないのは、河成・荒・季不作が多いためである。これは飽くことない御殿川の氾濫の結果であり、文永十年（一一七三）六月の上庄田代検注目録案は田代三十七町四反二十歩のうち現作二十一町一反百二十歩で、建久四年に比して甚しく減少しているのは、氾濫と百姓の逃散によるためと考えられる。⁽⁴⁾ 島地等については建久四年（一一九三）、上庄島二十一町八反三十歩、桑千八百九十本、柿五百九十八本、栗林三十一町七十歩、漆三十二本、同年下庄島は六十町、柿七百本、栗林二十町となっている。⁽⁵⁾

以上のように阿氏河庄は山間僻地であるため、庄域の規模に比して耕地面積が甚だ少なく、その耕地も御殿川と湯川川に沿ぎこむ谷の狭小な扇状地に点々として存在している。建久四年（一一九三）九月には上・下庄とともに大規模な検注が御使（預所代）・下司代・公文等によって施行されている。上庄の田地検注目録が三つの断簡として辛じて残っており、大原・牟矢川・黒葛・利川・立神・久美原・榎（樺）原・押手などの田地は一町未満から七町未満であり、各坪はほとんどが大なり小なり常荒・荒・季不をかかえており、当庄場合、中世的粗放經營による荒地とは考えられず、それは谷川と本流の氾濫の結果であろう。かかる耕地の狭少さと低度の生産性に規定される山間僻地の庄園として、当庄の収取内容はおのずから規定されてくる。すなわち、主要な年貢・公事はほとんど綿＝絹綿とその加工製品たる絹・布・糸と現綿であり、また先述のように文覚が湯浅宗光に当庄下司職を譲

るにさいして「天王寺并高野大塔之杣事共、能々可令沙汰給候⁽⁷⁾」と条件を付しているように、阿氏河庄は杣山としての機能を有し、したがって木年貢の收取に占める役割を看却してはならない。

治承・寿永の内乱の過程で平氏御家人から源氏御家人へと鮮かな転身を遂げた湯浅宗重・宗光の父子が、寂樂寺に惣領制的軍事力を提供して高野山の下司を追放し、ついで幕府口入の文覚よりその下司職を継承したことは先に述べた。建久八年（一九七）宗光の入部に対し庄官百姓等が逃脱という手段で抵抗を試みたのは、恐らく文治年中に高野山下司を追却したさいの彼の軍事力に本能的な恐怖感を抱いていたためと推察される。

湯浅宗光は入部と同時に本司助光の跡を踏襲し、下司給田（建久四年上庄田検注状案では一町）を入手し、助光の伴類屋敷四家を自己の屋敷にした。⁽⁸⁾これが地頭名設置の実質的契機となつたであろう。承元四年（一一〇〇）、宗光の下司職が「為相傳之職」として名実ともに地頭職たることを幕府から承認されて以後、嘉禎元年（一一三五）には預所職を兼帶するに至り、湯浅氏の在地領主制の基礎は確立した。嘉禎四年（一一三八）十一月の綿注進状案では、上庄の綿年貢二十四目四両（一目二十両）に加えて十二目三両が未進分で、これは十八名の逃死亡跡分となつており、下庄の二十八目三両のほか五十七両（五目七両）は十二名の逃死亡跡分とされており、上・下庄計三十名の逃死亡跡分＝綿十八両は、当庄のおかれた自然的条件と相俟つて預所＝地頭湯浅氏の地頭名設定にともなう生産物と夫役の暴力的奪取の痛々しい帰結にはかならない。寛元四年（一一四六）直後の年貢綿注文に

一 逃死亡ノ名々、地頭庄官等之中ニ、こめをきたる所付をして申へき事、

一 ぬしなくうせへてたる名々、上ニ十三名、下ニ八名、已上廿一名也、たまゝ御わたまいらするも、六分か一也、ぬ

しなきよしを申名々ニハ、実檢使を被下て、あきらめらるへきか、

とあり、地頭の逃死亡名の自名への編入と、年貢負担の名の負担能力の低下が庄園領主によって指摘されている。湯浅氏はかように片や地頭職を横杆とし、他方預所職を大きな手懸りとして阿氏河庄に在地領主制を展開させたのである。預所得分を検討すると、たとえば、寛元四年(一一四六)三月の預所得分注進状案によると、年間預所得分は次のよう規定されている。

御綿交分九十五両代銭四貫七百廿五文
十両別四百五十文

佃二町所當八丈國綱十二疋代銭八貫

公文一人 追捕使一人 引出物綱十二疋代銭八貫
四百文

下司 引物綱九疋代銭六貫三百文

厨 上綱六丈五切代銭三貫

吉書錢一貫

在家布三十五段

布候はて代にて弁之時、五貫二百五十文

一段別百五十文

已上三十六貫六百七十文

もちろん、右の全てが得分ではなく、公文一人、追捕使一人の引出物八貫四百文を控除しなければならない。

さて地頭の預所兼帶が、湯浅氏の領主制にとって重大な意味をもつことは明らかである。たとえば、正嘉元年（一二五七）八月の預所左衛門尉湯浅宗氏綿増分注進状によると、⁽¹²⁾ 阿氏河庄綿年貢は四百七十二両二分であり、前預所の時代は綿十両に八百文を收取して、内四百五十文は領家へ進上し、残る三百五十文は預所・下司分であったが、建長三年（一二五一）以降十両別に一貫八百文と規定した。これを先の比率で配分すると領家得分は十両の代錢で一貫十四文、預所・下司（地頭）である湯浅氏の得分は七百八十文となり、綿年貢計四百七十二両二分の代錢による領家得分ほぼ四十七貫八百六十七文、預所・下司得分は三十六貫八百三十一文となる。十両別八百文から一貫八百文という一拠に倍以上の代錢納の要求は、預所の恣意以外のなものでもない。すなわち、「為代物者、隋時之和市、可令進納之」といわれながら、翌年の正嘉二年（一二五八）十月の綿送文案では「御わた国の市のうりねをたつね候へハ、一目ニ六百文と申候也」⁽¹³⁾ とされているから、和市相場は一目ニ十両ニ六百文であったことがわかり、領家、預所・下司の増徴の様子を察しうる。しかし、領家得分は増大したといつても、預所の収奪のために百姓の未進分が増加し、建長三年（一二五一）から康元元年（一二五六）の領家に納入るべき未進分は約百六十貫にのぼり、結局、綿年貢錢増徴の意図は湯浅氏の錢貨に対する要求を充足せしめるものであった。かように地頭は預所職を横杆として錢貨収奪の合理化を行なったが、他方、百姓名とくに逃死亡跡名の地頭名化を促進させた。この間の経過を上・下庄の公文は次のように注進している。

一 地 頭 事

本下司時ハ、給免一町、在家八字上下、ひきつのりて候キ、その外ニハ別の子細候ハす候、(地頭)ちとう職と成ても、給田如元さう免とて、ちとう名と申こと候ハす候、一丁つゝの給免たにも、自名候ハさるによりて、百姓名をひきつのられ候し也、又人名召仕候事、自然ニ少々めし仕候キ、當時のやうにハ候ハす(14)候。

とあって、地頭の領主制的經營の一端が窺われる。すなわち、地頭は上・下庄に一町の給田と八字の免在家を支給されている。正嘉元年九月の上庄在家注進状は「かた／＼の免家十一字之内」地頭免家は三家になつており、下庄には五宇の免家を所有してのことになる。上庄ではこの三家のほか、先述の助光入道の伴類四家が地頭屋敷になつており、正延・守恒・延真・勝尋・安久・守近の在家が「地頭名ニコモル六家」とされてゐる。かくして、在家支配に関する限り上庄在家四十九家のうち、預所免家二家のほか地頭は十三家の在家を支配し（もやろん、免家とそうでない在家は負担の面で異なつてゐるが）ている。

百姓名の地頭名化にとどまらず、湯浅氏は公文名の地頭名化を行なつてゐる。正元元年（一一五九）九月の下庄公文紀光澄の申状によれば、嵯峨御所（円満院法円僧正）の時、川俣の光澄名七反が預所となつた湯浅尼御前（住心）に宛てられ地頭名に付されたが、一時的に宛てられただけでこの川俣の地は依然として自名であり現在の百姓や御使十渠房もその事情を存知している。そして、地頭左衛門（宗氏）に光澄名の宛文たる証文を見せたところ、裁判の時には返却するという条件で取上げ京で焼亡したと称して一向に返却しないというのである。この事件は明らかに預所職を媒介とした地頭名の拡大を意味している。そして新しく設定した地頭名へ恣意的に百姓名の労働力を投入し、その様子は「自然ニ少々めし仕候キ、當時のやうにハ候ハす候」と指摘されている如く、前

代に比して労働力奪取は激しさを加えていった。

物領制的軍事力を背景に阿氏河庄に入部し、在地に領主制を確立した湯浅氏（阿氏河氏）に対して庄園領主円満院は反撃を開始した。まず在地領主制の形成にとって横杆の役割を果している預所職を湯浅氏から取戻し、播磨法橋にこれを宛てたのである。したがって、湯浅氏にとって預所播磨法橋の行動は黙視しがたいものであった。正元元年（一二五九）十月、上庄地頭湯浅光信は次のように預所を糾弾している。

一 当年は平均の飢饉であり、幕府も臨時課役停止の御教書を下し、所によつては領家はこれに従つて撫民しているのに、当庄では預所は撫民を考慮しないばかりか、却つて力者を放つて材木等を責採つており、餓死の輩は多数にのぼる。

二 来納と号して年貢の先納を要求し、また百姓が納入した年貢を未納と称して二重に百姓を譴責したり、また地頭の住宅に乱入してこれを破壊し、その上所從一人（うち一人は懷姪臨産の女）を京進せしめた。

三 預所の力者が厨草手料と号して過分の米錢を負課し、不足と称して百姓の住宅に入り、質として馬や身代、雑物を奪取して住宅二字を破却して四十二人の人夫を徵用する。

四 材木津下、京上人夫は地頭がこれを召仕して京進しているのに、その上八条殿番役は勤仕しがたく、かかる預所の新儀非法は停止されたい。

以上が地頭の預所糾弾の条項である。もちろん地頭の表現には誇張もあるうが、預所播磨法橋—預所代越後阿闍梨房・十楽房—力者という構成をもつてなす庄園領主の収奪も激しさを加えていたことは否めない。事実、

建長七年（一二五五）に百姓は来納として五十貫文を進上し、加えて材木を地頭兼蒂の預所の沙汰として弁進し、また道米六貫文を出さねばならなかつた。この材木と道米という本年貢以外の公事の負担は、百姓にとって現実には庄園領主との間に地頭が介在するだけに重課であつた。弘長元年（一二六一）十一月、上・下両庄公文、追捕使、百姓等が連署した請文によれば、庄園領主から要求された材木貢進のため二人の草刈夫で取進めようとしたが、指定された寸法に合う材木がない。そこで去秋に参拵して今年十月中に進上すると約束したところ、日限が切迫したので三十貫の代で材木を購入して沙汰せんとした。しかし、「自地頭殿、用通巨多なり、十貫もしくハ十四貫ニハすべくへからすとて、ゆへなくおしととめられ候しあいた」納入しようにも納入できない。また大工と共に規定の寸法の材木を探したが適當な材木がなく、七九寸材一支で五百文もするから、恐らく指定された材木全部を購入しえたとしても、五、六十貫するであろう。したがつて、納入不可能の代りに草刈夫二人を四月一日より九月三十日まで召仕して欲しい、といふのである。この請文は百姓の錢貨使用に対する地頭の規制とともに庄園領主の収奪の激しさをも示している。そしてこの材木貢進は弘長三年（一二六三）一月に至つても地頭の妨害ありと称して懈怠されており、「百姓等は依然として月別二人の草刈夫の召仕を請願している。⁽¹⁷⁾その後、文永元・二年（一二六四・五）にも材木は未進のままであって、その度に百姓等は弁解の請文を提出せざるをえなかつた。この材木未進に関する百姓等の弁解が都合主義であることからすると、地頭の妨害が口実として使用された可能性がある。いわんや、「柏取川下いそき候て、ミなつへ付候とも、海のならいおへしらす候へへ」というに至つては見え透いた弁解であるが、この虚言のうちにこそ歴史体験から得た阿氏河庄農民の政治性があると考えられる。

阿氏河庄において名そのものを知る史料は皆無である。ただ名の負担・收取からその一側面を穿つ史料は若干

存在する。たとえば、文応元年(一一六〇)十一月の下村預所(代)十樂給名得分注進状⁽¹⁹⁾がそれである。十樂の下村の給名は有井名・勝延名の二名であり、当庄の場合、名=在家であるから、この両名の負担は預所代(御使)の

名 所当	有井名	勝延名
御 佃 ノ 所 当	170文	140文
登 山 ノ 錢	700文	420文
ミ す た ま み の 代	130文	78文
さ う ま い	160文	2斗2升5合
在 家 ノ 布	4丈	4丈
仕 丁 役 夫	1人	1人
節 季 ノ 莖 子	20合	15合
桑 代 木	1支	1支

第2表 十樂房給名所當

名 所當	有井名	勝延名
御 佃 ノ 所 当	170文	140文
登 山 ノ 錢	700文	420文
ミ す た ま み の 代	130文	78文
さ う ま い	160文	2斗2升5合
在 家 ノ 布	4丈	4丈
仕 丁 役 夫	1人	1人
節 季 ノ 莖 子	20合	15合
桑 代 木	1支	1支

第3表 阿毛河上庄在家数表

	本在家	脇在家	寢女	逃亡	計
建久4 (1193)	55	25	5	12	85
正嘉元 (1257)	38	?	6	5	49 + ?
文永10 (1273)	32	55	6	—	93

としての均等負課に対して、その他の負課は両名の地積に比例して宛課されたと考えられる。

十三世紀阿氏河庄農民には本在家、脇在家、寢女(やまめ)という三階層が存在していた。これは庄園制の負担の程度によって成立する身分階層である。当庄において脇在家・寢女の実態はわからないが、文永十一年(一二七四)の上村草刈注文では、十一人の定使給分が「よへきさいけに候、一人あいニ一人ヲつとめ候」⁽²⁰⁾とされており、その「弱き在家」に該当するものと考えられる。当庄の在家数の変動を前稿から引用すると右の如くである(第3表)。この在家の動態は地頭・庄園領主の収奪、貨幣流通の関与を通じての農民層の分解を示している。

本在家の中には下村大得名のように草刈夫を免除されるような名も含まれていて。大得名は有力名で「大とくほうしがくわしならひにきうちの事」とある「大とくぼうし」の名で、菓子、給餅を受けるような特權的名主である。また三人の草刈夫を免除されている下村「ひもの(檜物)や」、上村「阿豆一」も同様の名主と思われる。かかる本在家の名主は十三世紀には惣的結合を有していた。正嘉元年(一二五七)の上庄在家注進状に百姓名十三家が書上げられているが、そのうちの友吉名は別の史料で「阿豆河上村(板尾)いたをのあたらし友吉之名惣行事嫡子國友當名主」とあり、惣行事の存在が知られる。弘長元年(一一六一)と文永二年(一一六五)の材木貢進遅怠に関する請文に署名している百姓等坂上貞成、伴宗行、(押領使)あふりやうし包成、正則、貞国なども惣行事的存在であるに違いない。かかる結合があればこそ材木未進を虚言によって正当化し、次節で詳述するような片仮名書言上状が成立するのである。谷々に孤立して存在する阿兵河庄農民の結合は、主として有田川水系という自然の克服と、地頭および庄園領主の収奪の過程において歴史体験を通じて成立したものである。片仮名書言上状において百姓等が地頭負課軽減の交渉をもち、帰途日没のため「トモカラノイエニ、ヤトヲテトマテ候」という事実は、谷々の百姓が地頭との対決に孤立してはいはず、強い連帯性に貫かれていることを示す以外の何ものでもない。とくに建治年間の対地頭闘争はかかる連帯性が庄園領主によって巧妙に組織化されたところに著しい特徴があり、その組織化の一環として成立したのが片仮名書言上状であった。

- (1) 五ノ一一三号 文永四年五月十日 阿兵河上庄在家綿注文案
(2) 五ノ一一〇八号 保延三年十二月五日 阿兵河下庄検田目録帳 五ノ一一一・一一〇九号 建久四年九月日 阿兵河上庄在家島等檢
注状案

(3) 六ノ一四一七号 文永十年六月四日 阿氏河庄上村在家注目録案

(4) 江頭恒治氏は『高野山領莊園の研究』所収の「紀伊國阿豆川莊の研究」の中で「上莊の田は、建久四年から文永十年に至る八十年間に著しき減少を示し、殊に定田は半数以下に減じ、其の間何等かの原因の伏在を思はせるが、この間の事情は不明である」(九九頁)と不思議がつておられるが、有田川の氾濫と逃散を考え合わせると不思議ではないのである。

左に掲げた表は建久四年から文永十年に至るまでの逃亡跡名数である。

年	月	内	容	出典卷号
建久四・九	(一一九三)	逃亡死亡跡十二カ所		五一一一〇九
嘉祐四・一	(一一三八)	上庄逃亡跡分十八名、綿十丁目三両		六一一四〇一
年未詳・八	(一二一四六一)	下庄逃亡跡分十二名、綿五十七両		
(寛元四年以後)		如勝舜目六者、逃亡跡三十名、綿百八十両 ぬしなくうせへてたる名々上ニ十三、下ニ八		
正嘉元・九	(一二五七)	上庄逃亡五家		六一一三四五
文応元・八	(一二六〇)	逃死亡跡分百八十(両カ)		四一三五四
文永四・五	(一二六七)	上庄復檢後逃亡十五家、綿七十一両		五一一一三一
文永九・八	(一一七一)	田三丁一反二三五歩 上村逃亡のあと二十二カ所、綿十目一両 田三丁七反五十歩	六一一四一八	

(5) 五ノ一一〇号 建久四年九月日 阿氏河上庄所当注進状案 本文書には上庄弁進色々所當物等事とあるが、下庄の誤りではないかと思われる。この点、江頭氏の説に賛成したい(前掲書九八頁)。

- (6) 六ノ一四六八号 建久四年九月日 阿氏河庄定田地子検注目録案
(7) 六ノ一三九四号 德治一年八月日 阿氏河庄地頭披陳狀并願書案
(8) 六ノ一三九五号 正嘉元年九月八日 阿氏河上庄在家注進状

- (9) 六ノ一四〇一号 嘉祐四年十一月日 阿兵河庄年貢綿注文
- (10) 六ノ一四三三号 年未詳 阿兵河庄年貢綿注文
- (11) 五ノ一一四号 寛元四年三月日 阿兵河庄預所得分注進状
- (12) 一ノ四一九号 左衛門尉藤原宗氏綿増分注進状
- (13) 六ノ一四〇五号 正嘉元年十月四日 阿兵河庄綿送文案
- (14) 六ノ一四〇六号 正嘉元年八月十七日 阿兵河庄々官注進状
- (15) 六ノ一四〇一号 正元元年九月日 阿兵河下庄公文紀光澄申状
- (16) 六ノ一四〇七号 弘長元年十一月日 阿兵河庄々官百姓譜文
- (17) 六ノ一四一一号 弘長三年二月十六日 阿兵河庄々官譜文
- (18) 六ノ一六三号 文永元年十月三十日 阿兵河庄々官等材木請文
- (19) 六ノ一四〇八号 文應元年十一月日 阿兵河庄下村預所得分注進状
- (20) 五ノ一二二六号 文永十一年二月七日 阿兵河庄上村草刈注文
- (21) 抽稿「住宅破却について——中世身分に関する対話——」同志社大学人文科学研究所紀要八号
- (22) 高野山文書編纂所編『高野山文書』第一卷十二号 弘長三年二月十日 阿兵河上下庄条々案
- (23) 五ノ一一三八号 年未詳 阿兵河庄上村田代綿等注文

四 片仮名書言上状の成立

文永二年（一二六五）正月五日、六波羅探題は阿兵河庄上下村地頭に召文を発した。それは寂樂寺雜掌（預所宰相法印任快）が重ねて訴えた所務条々に関して地頭が出頭しなかつたからである。雜掌の訴状の具体的な内容は知りえないが、正元元年（一二五九）の湯浅光信訴状で預所播磨法橋の新儀非法を糾弾しており、訴状の意図が預所職奪還にあつたところから、問題の中心が預所職にあつたことは確実である。召文にもかかわらず地頭は参対し

なかつた。ただ地頭湯浅左衛門入道成佛(宗氏)は翌年四月二十三日に六波羅へ書状を出したのみである。この書状は寂樂寺雜掌が反論の対象としているから、その限りで内容を検討すると、地頭は弘長三年(一一六三)当庄の請所職を桜井宮から承認されたと主張しているらしい。しかし、寂樂寺雜掌はこの点について次のように反論する。すなわち「かつては地頭が預所を兼帶していたが、文永二年(一一六五)庄家の愁訴により米持王に改補され、その米持王から粉河讚岐房へ、そして再度米持王へ改補された。⁽¹⁾ この米持王と成佛(宗氏)との関係は成佛子息が米持王の猶子であるという因縁で、弘長三年の成佛が請所職をえた件も領主桜井宮は閑知せず、米持王が成佛に私的に和与したにすぎない」と雜掌は反論した。文永四年(一一六七)十月、上・下庄地頭尼唯心・成佛の地頭代康景は六波羅に出頭し「六波羅奉行人後藤石衛門尉は寂樂寺雜掌の主張が正当でないと却下されたにかかわらず、奉行他行の後、雜掌は藤内兵衛尉にこの訴訟を付して沙汰を行なつたが、これも問題とされなかつた。⁽²⁾ そこで雜掌は地頭尼唯心の住宅を破壊するなど希代の狼藉を働いた」と逆に申出たのである。文永四年は暮まで地頭代と雜掌の訴陳が続いているが、これを奉行したのは地頭代の言上状⁽³⁾にもあるように藤内兵衛尉であつた。同年五月三十日の六波羅召文⁽⁴⁾にも表端に「斎藤内」とあり、また同年十一月二十四日の雜掌陳状の端裏書に「斎藤兵衛尉」とあつて藤内兵衛尉と同一人物と考えられる。以後、同六年(一一六九)に成佛兄智眼が京押小路堀河敷地の問題に関連させて、宗光・住心尼の預所職補任の由緒と相伝の経過を述べ、預所職兼帶の正当性を訴えたのは先述の如くである。

この紛争は文永十年(一一七三)に至つて上村地頭湯浅宗親(成佛の子)が、「為御領、為百姓、不可致非法之由」⁽⁵⁾の請文を提出し結着したかに見えた。したがつて、同年八月には宗親は上庄年貢錢を当年の検注目録により沙汰

するように命じられている。⁽⁶⁾しかし、宗親の請文で寂樂寺と地頭との矛盾は解決しなかつた。建治元年（一一七

五）五月、上村百姓等は地頭の非法を再度訴えた。⁽⁷⁾その大要は次の如くである。

地頭の新儀の非法等について去（文永十一年）春委細を注進言上したが、（逃亡していふ）百姓が還往したら速かに非法を停止する旨、地頭方より再三進状したので（百姓は）帰国し、何か事があれば言上せよと仰下されたので還往したけれども、なお（地頭の非法は）堪えがたい。その条々は、

一 地頭方御馬飼料は全く先例がなく、領家御馬疋については当庄は一年のうち上村が三ヶ月、下村が三ヶ月である（飼育を義務づけられている）。而るに地頭が預所職を兼帶して後、何かと言分をつくり、米四升を責取るまでは一日中退出しないことは堪えがたい。早く（地頭の非法を）停止してほしい。

一 逃死亡跡と称して若干の公田を押領し、その上僅かに跡に留まつてゐる民にその公事課役を宛催されるから安堵しがたく愁鬱である。御式目には「於逃亡跡者、招居穩便輩可召仕両方」云々とある。而るに当地頭殿の違背についてどうして沙汰がないのであろうか。早く平均の御式目にしたがつて地頭の（逃死亡跡の）管領を停止して平民に付してほしい。

一 百姓等の作麦が（地頭によつて）点定されることについて無道を訴え、堪えがたい由を申したところ、地頭方の御返答は（百姓等が）夫役を勤仕しないからだといつてゐる。たとえ餓死してもどうして多くの新儀（の負課）を請負うべきであらうか。高察を仰ぎたい。作麦等を点定され百姓の妻子が飢餓に瀕してゐるのに、その上また馬牛を奪い責任われ（地頭には）全く勤農の企もない。御庄が亡弊する原因は職（地頭兼帶の預所職）にある。調査の上かかる非法を停止され、御庄が平安に、百姓が安堵するよう沙汰を経られんがため以上のことを再度言上する。

以上が訴状の内容であるが、右のように内容を長文にわたって引用したのは、この訴状が同年十月の片仮名書言上状の原型となつてゐるからである。この訴状で注目すべきことは、百姓の逃亡が地頭に対する抵抗手段として意識化されていること、あえて餓死しても地頭の新儀負課を請負わないという強い抵抗意識が成立していること、貞永式目を引用しているように百姓の背後に寂楽寺雜掌が訴状作成を指導していることなどが指摘される。

この訴状提出一ヵ月後の建治元年（一一七五）六月十七日、寅刻に地頭宗親は女四人を含む二十人の百姓と八疋の馬牛を奪取した。地頭が搃取った百姓の在所は九ヵ所にわたつており⁽⁸⁾、地頭の行動の計画性と規模の大きさが察せられるであろう。これに対して庄園領主寂楽寺（文永三年四月円満院門跡桜井宮覺仁法親王の入滅後、本家職は円満院円助親王が繼承し領家職は寂楽寺別当宰相法印仁快が相伝しているようである⁽⁹⁾）任快法印はいかなる対抗手段を講じたのであるうか。庄園領主は預所に新たに従蓮を起用した。地頭宗親が人・馬牛を搃取つて二十日後の七月四日に沙弥従蓮は預所補任について起請文を提出している。⁽¹⁰⁾ 同年八月七日、この新預所従蓮について唯淨は次のように注進した。⁽¹¹⁾

阿豆河庄新雜掌從蓮事

彼仁者、相模式部大夫後見南条新左衛門尉頼貞翼、私領一両所帶之、為體者之條者、年來見及候、前々又於武家馴沙汰候畢、於入意者、不可有別子細候歟、人心難知、向後事者不及申候、

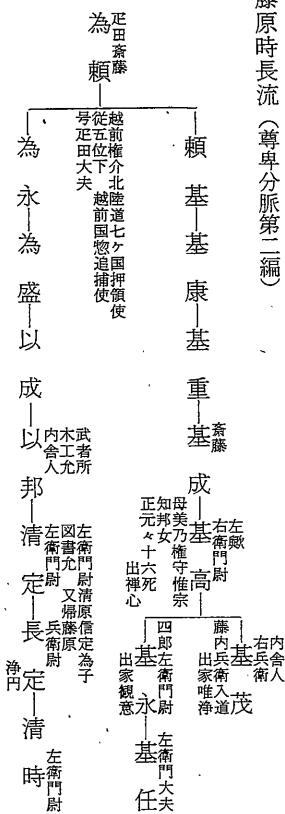
この注進状は明らかに唯淨が従蓮を庄園領主に推薦したものであり、これによつて従蓮は前六波羅探題北条時紀伊國阿豆河庄における片仮名書言上状の成立

輔の後見人南条頼員の舅であることがわかる。南条新左衛門尉頼員は吾妻鏡康元元年（一一五七）正月一日、二月二十六日、正元二年（一一六〇）正月一日の各条に幕府の重要な行事に参加している得宗被官の一人として記されているから従蓮の御家人社会における地位もおのずと諒解されるであろう。とくに「前々又於武家馴沙汰候畢」といわれるところに従蓮の阿氏河庄預所として推薦される所以があり、恐らく六波羅探題において訴訟を取扱った経験をもつ人物であろう。というのは、従蓮の推薦者である唯淨こそ、文永四年（一一六七）秋六波羅で宰相法印任快と地頭代康景の訴陳を奉行した藤内兵衛尉、すなわち斎藤新兵衛尉その人である。⁽¹²⁾ 建治二年（一一七六）二月、前欠の雜掌言上状案の奥に「公文藤内兵衛入道基茂草」とあり、従蓮が地頭宗親に対する訴陳状の起草には斎藤基茂唯淨の指示があることは明らかである。すなわち、同年九月の雜掌訴状案、年末詳（建治二年か）の雜掌の「初度被尋下之事条々事書」は、大日本古文書の高野山文書の編者が「ソノ書風、僧唯淨ノ筆蹟ナルニ似たり」と註記していることからしても明瞭である。

かって三浦周行博士は名著『續法制史の研究』において、貞永式目註釈書の一つに唯淨裏書があることを指摘され、斎藤兵衛入道沙弥淨円（長定）以来、斎藤氏を、飯尾氏、清原氏とともに「鎌倉時代に式目解釈家の一流を代表するものたるを得べし」と評された。いま斎藤氏の系図を関係部分のみ簡単に紹介すると次頁の如くである。

正安二年（一一一〇）四月、近衛家領丹波國宮田庄雜掌印證が同庄地頭中沢直基ら一族の非法を糾弾したさい、斎藤左衛門大夫基任⁽¹³⁾が直基の鳥帽子親であり、四番引付斎藤内新兵衛入道唯淨は基任の叔父にあたるため裁判の忌避を言上している。かように唯淨が訴訟に関しては十三世紀後半の御家人社会において傑出した存在であったことは確かである。

藤原時長流（尊卑分脈第二編）



その唯淨がこれも訴訟を熟知している阿氏河庄新預所従蓮と一体になつて地頭と対決することになった。この対決は庄園領主対地頭というより、むしろ鎌倉幕府対地頭の様相を呈している。上横手雅敬氏がいみじくも指摘された「鎌倉幕府法の限界」がこの対決の中に露呈しており、幕府の反動化＝庄園制崩壊阻止の動向がこの対決を通して窺われる。

建治元年（一二七五）九月、新雜掌從蓮が補任され阿氏河庄へ入部したところ上村地頭宗親、下村地頭宗氏は彼を上庄から追出した。從蓮は同月直ちに「条々非法注文并百姓解見此状地頭条々非法」二通、「宗親請文 文永十一年八月日雖被改雜掌職不可致」一通、「百姓擄取注文并牛馬注文」一通を副えて六波羅に訴えた。かくして同年十月五日初沙汰以降、翌年八月頃まで六波羅での訴陳は継続するのであるが、その初度の沙汰を効果あらしめるために十月二十八日の片仮名書言上状は百姓の手で記されたのである。この時の庄園領主寂樂寺側の地頭に臨む人的構成は任快子息按察房、その所従御使（預所代）馬入道願蓮、雜掌從蓮、その背景の斎藤基茂唯淨であった。そして片仮

紀伊国阿波河庄における片仮名書言上状の成立

名書言上状は從蓮が五月の訴状を基礎にして指導したのであらう。これは唯淨の筆になる条々事書案の「百姓等条々訴訟事」の条項に「但地頭非法之時、就百姓解、雜掌執申之、雜掌致非法之時、地頭又執申之條、傍例也」とあることで明らかである。周知のように、この言上状は十三カ条から構成されており、百姓等の感情が生のまま剥出しになっているため今日では理解しがたい箇所もあるが、大体次のようになるであろう（意味不明の箇所は原文のまゝ「 」に入れておいた）。

阿兵河の上村百姓ら謹んで言上

- 一 伏田（穂田）の事については、領家方へ付徵されたのに、その上地頭方へまた四百文を付徵せられた。またその上に、年別一段につき二百文宛の伏料を責取られることは堪えがたい。
- 二 収納の事について、今迄は百姓が運搬していたが、地頭殿が京より新使として下公文次郎を下向させ、苛法に責めたので、堪えがたく責取られてしまった。
- 三 荷綿の事について、百姓はあれこれ反対したが、（地頭代）孫次郎殿が百姓の家に他所の人や自分の家人を、彼是二十余人の使を付けて苛法に責取られたので、堪えがたかったゆえ責取られた。
- 四 御材木の事について、或は地頭の京上夫、或は下向夫といって、かよう人に夫を地頭方へ責使わるので全く暇がない。その（人夫の）残りで僅かに残留している人夫を材木の山出しへ追たて、（今度は）逃亡跡に麦を蒔けと追戻した。俺らがこの麦を蒔かないと、女や子供を追込め、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を断つて尼にして縄絆をうつて引きずり廻し、責錢を要求されるので御材木はいよいよ遅急してしまった。その上百姓の在家一宇が地頭方へ壟取られてしまった。
- 五 収納のことについて、料を地頭方へ（出すように）責められたので小人数で出頭したら日が暮れてしまった。同輩の

家に宿をとり泊っていると、地頭の殿人が兵具をつけ百姓の泊っている宿へ松明をかざして、十月二十一日の夜半前百姓の顎を切ろうとしてやって来た。百姓はそれに大変驚き騒いで十方へ逃散り、僅かに命だけは生きのびた。

六 地頭（代）の孫次郎殿はじめ二十四人が具足して百姓の草庵に十月八日より来て三日間責められた。また十月十八日、一日間責錢を要求された。その間に工面すること、「二百錢まで用意することは堪えがたい。そのほかに五人、三人の人夫を徵用されるので全く暇がない。」このような工面の末（錢を）進上した上、百姓の栗・柿を殿人を何度も追上らせて奪うことは物も言えない。

七 この四人の百姓らは御領に安堵すべきだとの御状があるが、ますます地頭殿が「コカミ」を課せられるので御領に安堵することができない。これを御領に安堵して頂ければ、たゞ百姓は御公事を仕っても、どれほど百姓は喜ぶであろうか。

八 地頭の朝夕の馬飼の事は、先例ないことであるから百姓らの大きな歎きとなっている。

九 このように、（地頭代）孫次郎が百姓の庵に兵具をつけて何度も踏入り、百姓を何度もとり籠め弑げられるので、いよいよ百姓は失せ（逃亡）んとしている。

十 左女牛の若宮用途といつて三貫文の錢を責取られることは今だ先例のないことである。

十一 十月二十五日より地頭太郎、（地頭代）孫次郎が上・下庄に三十五人で百姓の所にとどまり、色々の物を責取らない限りは何十日も動かないといつて、一日に食事を三度ずつ食い、喰つてばかりしていた。その上に馬飼の森（代）として一日に一斗三升も責取った。まだその上に豆・小豆・栗・稗を次から次へ取られることは堪えがたい。

十二 この馬飼（料）が遅怠したといつて、鎌・鋤・鍋を計十五も質物に取られてしまつた。

十三 「ウスクマリ」田と名付けて段別に三百文の錢を責取られることは、先例のないことであり、殊に百姓はなす術もなうことである。

この条々のように非例にて責められるので、百姓は在所に安堵しがたい。

以上が片仮名書言上状の条々であるが、これは漢文で記された五カ月前、同年五月の上村百姓等訴状より内容が具体的である。もちろん、両者の間に六月十七日の百姓牛馬の追捕事件や、十月の百姓宅への乱入事件はあつたとしても訴状の形式と内容があまりにも一変している。ここに七月四日預所に補任した徒蓮の指導の結果が表現されていると考えられる。しかし、徒蓮等の寂楽寺の庄官がたとえ訴状の形式を百姓に導入したどいつても、それに即すだけの条件が百姓の側に存在しなければない。百姓は地頭に対して感情から闘争の論理までを彼等の歴史的体験の中で鍛えあげていたのである。五条の「イノチハカリワイキテ候」、七条の「コレヲコリヨウニアントシテ候ワハ、百姓ミクシラツカマシリ候トモ、イカ々百姓ヨロコヒ候ワン」という赤裸々な感情と政治的要求こそ対地頭闘争の基底を形成するものである。そのほかにこの言上状は地頭領主制の様相、地頭の武力構成を具体的に示し、かつまた地頭に対する百姓の物的結合とその組織化を知らせている。先にも述べたように「トモカラノイエニ、ヤトトテマテ候ハ」という「トモカラ」意識、すなわち、同一所領に居住し勤労を共にし、敵を同じくするという意識は、背景として在家二名の解体の中から脇在家の輩出があり、加えて、阿氏河庄の市を通じて谷々に孤立した百姓の広い連帶性の形成と連関のないものではないであろう。そして庄園領主はかかる百姓の結合を意識的に吸収して地頭に対処したのである。庄園の支配権はたんに六波羅における訴陳の如何のみにかかっているのではなく、在地における百姓の掌握如何にも存在した。片仮名書言上状が書かれた二カ月後の建治元年（一一七五）十一月、地頭宗親は預所職、請所職の地頭兼帶の由緒と正当性を主張し、按察阿闍梨房の悪行を糾弾する十八カ条を六波羅へ提出したが、その中の十五条に、

一 按察房相語百姓等、成一味、飲神水、打止地頭之課役事

という一条があるが、これは明らかに按察房による百姓の組織化の事実を物語つてゐる。六波羅での訴陳が繰返されたが、同二年三月十一日地頭宗親は唯淨に書状⁽¹⁸⁾を送り、和与の条件を提示した。その一節は次の如くである。

故桜井宮の時、地頭が領家に背いた由を馬入道（願蓮—御使）が訴申したので、宗親は桜井宮へ召され事の次第を陳申したところ、逆に馬入道は重科に処され、阿氏河と「ふよのこみのしんぐ」の二カ所（の権利）を不日没収され、阿氏河は宗親に賜わりました。その時も百姓の心を乱して上村一円を逃亡させ、今迄荒廃してしまった。再度百姓を煽動し人心を攪乱させるので、既に当作毛が駄目になってしまふことは、百姓のためにも、年貢や地頭のためにも由々しき一大事であります。かの（阿氏河上庄の）百姓等は一方（上庄）だけの百姓ではなく、両方（上・下庄）兼帶の身であるから、百姓等を召還させ、少々の事は許して庄に居住するように教訓し、庄官を同行させ（百姓を）安堵させ、耕作に専念させるべきだと思います。当面、（百姓の逃亡行為は）重い科ではありますが、（百姓は上・下庄）両方兼帶の身であるが故に、少々の科をば許し教訓を加え安堵させるべきだと思います。地頭に敵対したからには上の御計によつて庄に居住するよう仰下されても、百姓の心が安堵するようにも思われませんので、逃亡せんとしているところを内密に御存知下さるよう貴方へ申入れるのであります。どのようにになつても、馬入道が代官である限りは幾度も訴訟いたします。

以上、宗親の唯淨宛書状の一部を引用したが、「百姓の逃亡」が地頭に対するどれ程効果的であるか、また逃亡は御使馬入道願蓮の計画にしたがつて行なわれていることがわかる。そして百姓の逃亡は、百姓が上・下庄兼帶であるため両庄の地頭湯浅氏に対し一層効果あらしめていいる事實をも見逃してはならない。先述のように馬入道は

按察房の所從であり、在京の恐らく寂樂寺僧と推察される静舜・快猷なる者を中心として從蓮や唯淨と密接な連絡をとつていたことは確実である。次の書状(19)がそれを示している。

一地頭代孫次郎申ていわく、預所ハ地頭ニてきとう上は、すきわヲ御領ヘ不入由、返々令申上ハ、為所御年くハ、可有真せい由、公文領状、此上ハ、すきわハ下御庄ニとまり候ぬ、御使今月廿一日上御庄ヘ參上仕候了、早々ニ致沙汰候て、可申參上候、謹言、

〔唯淨〕十一月廿四日

〔どう〕内太郎殿へ

〔頼蓮〕
御使上

ところで建治元年(一一七五)十月五日より六波羅の庭上で開始された沙汰の成行きは地頭に不利であった。幕府法を忠実に遵行すればそれだけ地頭の不利になる。十三世紀末期においては幕府法は地頭の領主制にとって重大な桎梏となっていた。地頭湯浅宗親は大番役勤仕と称し、妻女の伯父が関東で死去したため穢氣ありと称して在京しておりながら参対せざ奉行から再三召還状を発せられている。これは雑掌從蓮が指摘しているように訴陳の過程が地頭にとって不利なることの証左であろう。訴訟の成行きが凡そ確定した建治二年(一一七六)七月二十三日、唯淨が雑掌に宛てたと思われる書状(20)に「阿毛河庄事、宗親重陳状具書、委披見了、無正牘候、今ハ不及訴訟、只以先度状等、可合御評定之由、可被仰奉行人候、此御契状も為地頭可為證文事不見候、不及正文之沙汰候歟、今ハ連々奉行人を可被責伏と覺候也」と勝訴への自信の程を記している。

以上みてきた如く、建治元年の片仮名書言上状は庄園領主と地頭の対決の過程において、貞永式目の解釈家として有名な六波羅奉行人斎藤唯淨と從蓮の、地頭に対する法廷闘争の一手段として引出されたものであること

が明らかになった。しかし、唯淨、從蓮等の庄園領主側の、ブレーンの百姓等に対する指導のみを強調することは、十三世紀後半の当庄百姓についての評価を誤ることになるであろう。十一世紀末期の湯浅氏入部以降、百姓が深刻な歴史体験から学んだ積極的闘争手段たる集団的逃亡が言上状の伏線となっていることを看過してはならない。ただ阿氏河庄においては百姓が集団的逃亡をなしうる物的結合を具体的に裏付ける史料が乏しく、この点、在宅総数の増加、とくに本在家の解体→脇在家の輩出、すなわち旧名の解体から抽象的に論じたにすぎない点であつて、今後の研究に期したい。

- (1) 一ノ一七〇号、四ノ三六六号（文永四年）阿氏河庄雜掌言上状案
- (2) 六ノ一四三七号 文永四年十一月八日 阿氏河庄地頭等言上状
- (3) 六ノ一四五号 文永四年五月三十日 六波羅召文御教書案
- (4) 五ノ一二九号 文永四年十二月二十二日 阿氏河庄雜掌陳狀案
- (5) 一ノ一八一号 阿氏河庄上村雜掌從蓮言上書案
- (6) 六ノ一四一〇号 文永十一年八月十日 左衛門尉孝重奉書案
- (7) 五ノ一三〇号 建治元年五月日 阿氏河庄上村百姓等訴状案
- (8) 五ノ一一三一号 建治元年六月十七日 阿氏河庄百姓牛馬追捕注文案
- (9) 六ノ一四四九号 建治一年六月日 阿氏河庄雜掌注進狀案 ただし、五ノ一一二八号（文永四年）阿氏河庄雜掌陳狀案では「去年文三春之比^{（桜井宮）}宿御入滅之時、申本家職、云預所々務、所被付寺家也」とあり、地頭は円満院桜井宮を領家とし（五ノ一二九号）、寂樂寺を本家としている（六ノ一四六五号）ことになっている。
- (10) 八ノ一七八一号 建治元年七月四日 沙弥從蓮起請文
- (11) 一ノ四三二号 建治元年八月七日 唯淨注進狀案
- (12) 阿氏河庄の唯淨が斎藤基茂と同一人物であると推定されたのは佐藤進一氏であり（『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二二一五頁）、ついで上横手雅敬氏も「鎌倉幕府法の限界」（歴史学研究一七七号）で同様の推定を試みておられる。

- (13) 四ノ三五八号 建治二年一月日 阿氏河庄雜掌言上状案
- (14) 三浦肩行氏『續法制史の研究』八八五頁。
- (15) 宮田庄訴訟文書 正安二年四月日 雜掌印證庭中言上状案 近衛家文書七（正和五年）丹波國宮田莊雜掌言上状案（『大山村史 史料編』六〇一号）。この事件については田中稔氏「丹波國宮田庄の研究」（史林三九卷四号）が若干触れている。
- (16) 六ノ一四五五号 年未詳 阿氏河庄条々事書案
- (17) 六ノ一四六五号 建治元年十二月日 阿氏河庄地頭湯浅宗親陳状案
- (18) 一ノ一〇四号（建治二年）三月十一日 湯浅宗親書状
- (19) 六ノ一四三三号（建治元年）十一月二十四日 阿氏河庄御使書状案
- (20) 六ノ一四五一号（建治二年）七月二十三日 唯淨書状

五 むすびにかえて

庄園領主寂楽寺と地頭との六波羅における訴陳は、唯淨、徒蓮等の努力によつて庄園領主に有利に展開していった。幕府法はこの訴陳に関しては御家人湯浅氏を擁護する役割を放棄していた。ではこの後どのように局面は展開して行くのであろうか。この点に若干触れてむすびにかえたい。

寂楽寺と地頭の訴陳は建治二年（一二七六）八月頃で史料の上では終末をむかえるが、しかし、明確な裁定が下つたかどうかは知る由もない。ただ訴陳の経過からすれば寂楽寺に有利であることは否定できない。この訴陳が跡消えてから二年後の弘安元年（一二七八）八月、寛弘年間以来、阿氏河庄の奪取を幾度となく試みてきた高野山は、離山閑門という強硬手段に訴えて阿氏河庄領有を実現せんとした。⁽¹⁾ 高野山の決意はその文言から察せられよう。すなわち、「阿豆川庄事、寺訴不達、當山失面目之時者、縱雖為公家武家之命、一切不可令歸山、又沙汰未

斷之間、不一同、為少々、恣不可登山」 「抑當山之興廢、住侶之存否、只在此大訴、依之為諸家衆一同之評定、重定置之上者、雖為一箇條、全不可違失」と衆徒の団結を強調し、加えて帰属後の預所得分、恒例臨時課役雜務、大検査及び在家校舎等を決定している。高野山は元暦元年（一一八四）の頼朝の下知状を訴状とともに提出したと思われ、幕府は円満院に正文の有無について問糾している。高野山のかかる動きに対し、正応三年（一二九〇）三月、湯浅淨智（宗家）は高野山に対し「於所務者、可停止新儀非法、所謂号逃亡死亡之跡、上取百姓之田地、切出當庄材木、令沽却他所等非法」⁽²⁾を止めることの請文を出し、翌正応四年（一二九一）十月の湯浅定佛（宗親の息宗國の子、宗藤）⁽³⁾の高野山に提出した起請文は山上に対する忠節を誓い、「押入寺僧領成百姓煩」すことの停止と「僧免家大小公事不可懸之事」を犯さざる旨を条々に記しているから、高野山は弘安の訴訟後、阿氏河庄に供僧免家の設定を行ない、具体的に庄園支配の実行に着手していくことが明確になる。淨智、定佛の起請文はかかる実力行使に妥協した形でなされたものである。乾元二年（一二〇三）六月、高野山は阿氏河庄上村預所職を三宝院遊蓮房阿闍梨門跡に宛てている。⁽⁴⁾高野山は訴訟の経過如何にかかわらず、強引に庄内に既成事實をつくり上げ、翌嘉元二年（一二〇四）三月、円満院は避状を発し、高野山は多年の宿願であった阿氏河庄の領有を実現した。

宿願成就の後、高野山は淨智、定佛の請文を否定し地頭の停廃に着手した。同年五月の衆徒連署置文⁽⁵⁾では「稱彼庄地頭職輩、於令敵對寺家之仁者、設後日隨寺家之命、可為庄官職之由、雖令懇望、盡未來際、一切不可聞入」という態度を固持し、同年六月には湯浅氏を当庄より追却するため、上庄預所寂円房禪海、下庄預所賢願房良朝はじめ二十八名の衆徒が隣庄の土豪毛原左衛門入道、名手野上三郎等と連合して現地で対決している。⁽⁶⁾この

件について湯浅氏は六波羅へ訴え、嘉元四年（一一〇六）頃まで相論が継続するようであるか、これはもはや本稿の目的ではないので省略する。

ただ円満院から高野山への庄園領主権の移行が、阿氏河庄百姓に何をもたらしたか、という点こそ重要である。先に引用した湯浅淨智の請文にもある如く、建治年間、寂樂寺と地頭との相論の一つであつた逃死亡名跡の奪取等の非法は、高野山領になるに及んで停止されたであろうし、片仮名書言上状に記されたような地頭の非法は高野山の圧力下ではもはや不可能であった。⁽¹⁾に当庄における庄園領主権移行の意義があるかと思われるが、阿氏河庄百姓にとっては、地頭職をも吸収せんとする新領主高野山に対して新たな抵抗を試みなければならなかつた。延慶二年（一一〇九）五月、預所は「早可停止非法等事」の条々において、阿氏河庄百姓が「在宅内田畠山野栗柿等物を、^(親)をやの处分といひて別取テ、其在家之公事御綿不勤して去条」や「逃亡の物之田畠山野ヲ^(貰取)（晉）⁽²⁾かいとりて、阿豆川のならいなといひて、御綿公事ヲ不勤事」を行なつてゐること指摘している。⁽³⁾そして、条々違背者は重科に処し、御使、公文の庄外追放を規定してゐるのは供僧免家といふ供僧の強力な在家支配にかかわらず、支配の網を巧みに抜ける百姓の抵抗手段を想定させるのである。

- (1) 二ノ六八一号 弘安元年八月日 高野山衆徒契状請文
- (2) 五ノ七〇四号 正応三年二月二十日 湯浅淨智両度請文案
- (3) 一ノ四四九号 正応四年十月五日 湯浅定佛起請文
- (4) 六ノ一四二六号 乾元二年六月日 阿氏河庄上村預所請文
- (5) 五ノ一〇九五号 嘉元二年五月日 金剛峯寺衆徒連署置文
- (6) 五ノ一一四二号 嘉元二年六月日 阿氏河庄悪行人交名注文 この悪行人について服部謙太郎氏は「預所や預所代がかかる悪党の中七

名を列ねるようでは、高野山の支配もおぼつかない云わざるを得ない。庄園領主の支配に反抗するものとして悪党は地頭の味方である」（「地頭領主と庄園体制」）[田学会雑誌四五卷三号]といわれたが、この注文は高野山が書いたものではなく、地頭が高野山庄官等を悪行人として六波羅へ注進したのであって、服部氏の見解は誤りといわざるをえない。

(7) 六ノ一三九八号 延慶二年五月日 阿氏河庄預所下文案

〔付記〕 脱稿後の二月八日夜、日本史研究会中世史部会で本稿の要旨を発表したい、部会の諸兄姉より「教示」と「批判」をうけ、若干の訂正すべき点が出てきたが、残念ながら加筆訂正する時間的余裕がなかった。部会の諸兄姉にお詫びとお札を申上げたい。（一九六五・二・九）